

## 岩手沿岸南部広域環境組合指定金融機関の指定

平成18年 4月21日 告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条第2項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第2項の規定により、岩手沿岸南部広域環境組合の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関を次のとおり指定した。

指定金融機関に指定した金融機関 株式会社岩手銀行

取扱事務 公金の収納及び支払の事務

取扱開始年月日 平成18年4月21日